

令和 6 年度
厚木市教育情報システム再構築業務
企画提案競技

実施要領

令和 6 年 4 月
厚木市教育委員会
教育部教育研究所

改訂履歴

項番	改訂日	改訂箇所
1	令和 6 年 5 月 13 日	P10.10 審査.(5)第二次審査.ア実施順

目次

1 趣旨	1
2 業務概要	1
(1) 名称	1
(2) 業務内容	1
(3) 履行期間	1
(4) 履行場所	1
(5) 事務局	1
(6) 書類提出先	1
(7) 事務の受付等	1
(8) 説明会	2
3 契約	2
(1) 契約件名	2
(2) 契約形態	2
(3) 契約期間	2
(4) 新システム再構築期限	2
(5) 新システム利用期間	2
(6) 請求及び支払方法	2
(7) 契約金額の固定	2
(8) その他	2
(9) 契約書類	2
4 提案上限額	3
(1) 提案上限額	3
(2) 年度単位提案上限額	3
5 参加資格要件	3
6 実施スケジュール（予定）	5
7 参加表明手続	5
(1) 提出期限、提出先及び提出方法	5
(2) 提出書類	6
(3) 質疑応答	6
8 企画提案書類の提出	7
(1) 提出期限、提出先及び提出方法	7
(2) 提出書類等	8
9 辞退手続	8
(1) 事前連絡	8

(2) 提出先.....	8
(3) 提出方法.....	8
10 審査	8
(1) 審査体制.....	8
(2) 審査対象.....	9
(3) 審査方法.....	9
(4) 第一次審査.....	9
(5) 第二次審査.....	10
11 第一次審査結果通知	12
(1) 通知期日.....	12
(2) 通知方法.....	12
(3) 留意事項.....	12
(4) その他.....	12
12 第二次審査結果通知	13
(1) 通知期日.....	13
(2) 通知方法.....	13
(3) 留意事項.....	13
13 その他	13
(1) 失格事由.....	13
(2) 留意事項.....	13
14 書類の公開場所及び配布方法	14
(1) 公開場所.....	14
(2) 配布方法.....	14
(3) 書類一覧.....	14

1 趣旨

本要領は、厚木市（以下「本市」という。）が運用する教育情報システムの再構築に当たり、高度な専門的技術、豊富な知識、経験及び経営能力を備えた事業者による本市の次期教育情報システム（以下「新システム」という。）についての企画提案を募り、それらを価格、安全性、操作性、導入後の保守・運用支援等の観点から総合的に評価し、本市にとって最良の次期教育情報システムを選定するために実施する公募型企画提案競技（以下「本企画コンペ」という。）について必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

(1) 名称

令和6年度厚木市教育情報システム再構築業務

(2) 業務内容

別紙1-1「令和6年度厚木市教育情報システム再構築業務企画提案競技要求仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和12年6月30日まで

(4) 履行場所

別紙1-1「令和6年度厚木市教育情報システム再構築業務企画提案競技要求仕様書」記載の「8 履行場所（運用拠点）」のとおり

(5) 事務局

厚木市教育委員会 教育部 教育研究所 教育情報係

担当：廣田・長澤

電話：046（225）2682

電子メール：acedusys@city.atsugi.kanagawa.jp

(6) 書類提出先

ア 持参・郵送

〒243-0018

神奈川県厚木市中町3丁目16番1号厚木市役所第二庁舎9階

厚木市教育委員会 教育部 教育研究所 教育情報係

イ 電子メール

acedusys@city.atsugi.kanagawa.jp ※ 同上

(7) 事務の受付等

本企画コンペに係る事務の受付は、すべて事務局で行う。

なお、受付時間は、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和

23年法律第178号)に規定する休日等を除く午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分までとする。

(8) 説明会

本企画コンペに係る説明会は実施しない。

3 契約

本企画コンペの結果に基づき受注候補者となった事業者は、本市との間で企画提案内容に誤りが無いことを確認の上、業務の細部について協議を行い、次の契約を締結する。

(1) 契約件名

(仮称) 厚木市教育情報システムサービス利用契約

(2) 契約形態

サービス利用契約

※ システム構築費、ネットワーク構築費、機器調達費、研修費、システム使用料・保守料、ハードウェア・ソフトウェア保守費、運用支援費等のシステム利用に係るすべての費用を包括した契約とする。

(3) 契約期間

契約締結の日(令和6年9月中を予定)から令和12年6月30日まで

(4) 新システム再構築期限

令和7年6月30日まで

(5) 新システム利用期間

令和7年7月1日から令和12年6月30日まで

(6) 請求及び支払方法

受注者は、本契約の履行に必要となる費用の総額を月額費用(60回払い)として平準化し、新システムの本稼働後、本市に請求するものとする。

(7) 契約金額の固定

契約金額の増減変更は認めないものとする。

よって、契約金額は為替相場や従量制課金サービスによる価格変動を見込んだ金額とすること。

(8) その他

契約についての詳細な手続は、厚木市契約規則(平成14年厚木市規則第33号)の規定に則る。

(9) 契約書類

サービス利用に係る約款、仕様書等の契約に必要な書類については、受注候補者が原案を作成の上、本市と協議を行い決定するものとする。

4 提案上限額

(1) 提案上限額

本企画コンペにおける提案上限額は、次のとおりとする。

なお、この金額は本業務を遂行する上での経費総額の上限を示すものであり、予定価格や契約金額とするものではない。

1,120,000,000円（消費税及び地方消費税（10%）を含む。）

(2) 年度単位提案上限額

年度ごとの提案上限額は、次のとおりとする。

（単位：円／消費税を含む。）

令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
168,000,000	224,000,000	224,000,000	224,000,000	224,000,000	56,000,000

5 参加資格要件

本企画コンペに参加することができる事業者は、次の条件をすべて満たす者とする。

- (1) 本業務の参加表明書提出時において、厚木市の競争入札に参加することができる者の資格等に関する規程（平成元年厚木市告示第31号）第6条に規定する資格者名簿に登録された者であること。
- (2) 参加表明書の提出期限から契約締結日までの期間において、厚木市工事請負契約に係る競争入札の参加停止及び指名停止等措置要綱（平成2年4月1日施行）及び厚木市事業所等実態調査実施要綱（平成21年10月1日施行）の規定による指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (4) 2年以内に手形交換所の取引停止処分を受けている者（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者のうち、当該手続開始の決定後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出している者（会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てが

- なされている者のうち、当該手続開始の決定後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。) でないこと。
- (6) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (7) 所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされていない者であること。
- (8) 国税及び地方税に滞納がない者であること。
- (9) 厚木市暴力団排除条例（平成23年厚木市条例第12号）に掲げる暴力団及び暴力団員でない者。また、暴力団及び暴力団員に関与していない者であること。
- (10) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項の規定に違反しない者であること。
- (11) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会の認定を受けた認証機関によるISMS（ISO27001）の認証を取得している者であること。
- (12) 次の要件を満たす受注実績を有する者であること。
- ア 発注者
人口10万人以上の地方公共団体
- イ 受注業務内容
本業務と類似した業務
- ※1 オンプレミス又はクラウド（データセンター）環境への情報システム構築（機器調達、サーバ・ネットワーク・端末仕様の設計及び設定等）及び当システムの運用保守
- ※2 情報システム構築と運用保守業務が個別の契約による場合、併せて1件の受注実績とみなす。
- ウ 受注業務完了期間
- (ア) 情報システム構築
令和6年度を含む過去5年以内（平成31年4月以降）に完了した受注業務
- (イ) (ア)で構築した情報システムの運用保守
令和6年度を含む過去5年以内（平成31年4月以降）に完了した受注業務及び参加表明書提出時点において履行中の受注業務
- エ 契約形態
受注業務に関する契約に当たって、発注者（地方公共団体）との直接の契約相手方である案件のほか、情報システム構築及び運用保守について主たる事業者として履行した案件（再委託等）については受注実績と

みなす。(地方公共団体・リース会社間の契約において、本企画コンペ参加事業者が納入業者である案件についても受注実績とみなす。)

- オ 受注件数
1 件以上

6 実施スケジュール (予定)

本企画コンペのスケジュールは、次表のとおりとする。なお、各項目の日程については、適宜変更する場合がある。

項目	期日
企画提案募集開始	令和6年4月22日(月)
質疑書提出期限	令和6年5月10日(金)午後5時
質疑回答期限	令和6年5月20日(月)午後5時
参加表明書提出期限	令和6年5月24日(金)午後5時
企画提案書類提出期限	令和6年6月3日(月)午後5時
第一次審査内容確認書送付期限	令和6年6月12日(水)午後5時
第一次審査内容確認書回答期限	令和6年6月19日(水)午後5時
第一次審査結果通知	令和6年7月5日(金)
第二次審査	令和6年7月16日(火)又は 令和6年7月17日(水)のいずれか
第二次審査結果通知	令和6年7月26日(金)
契約に関する詳細打合せ(要件定義)	令和6年8月1日(木)から
契約締結	令和6年9月中

7 参加表明手続

本企画コンペに参加を希望する事業者は、次のとおり参加表明書等を提出すること。

(1) 提出期限、提出先及び提出方法

- ア 提出期限
令和6年5月24日(金)午後5時

イ 提出先

事務局

ウ 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は必着）

※ 郵送の場合は、書留等、送達過程が記録される方法で送付すること。

(2) 提出書類

項番	名称	様式	部数等
1	参加表明書	様式 1	1 部
2	厚木市暴力団排除条例に基づく誓約書	様式 2	1 部
3	納税証明書	—	各 1 部 ※ 令和 4 年度及び令和 5 年度の国税（法人税・消費税）、都道府県税（事業税・都道府県民税）及び市町村民税すべての納税証明書の写し（未納がないことが確認できるもの）
4	ISMS（ISO27001）を取得していることを証する書類	—	1 部
5	業務実績書	様式 3	1 部
6	事業者概要調書	様式 4	1 部

(3) 質疑応答

本企画コンペの内容に対し質疑がある場合は、質疑書（様式 5）を次のとおり提出すること。なお、質疑書の提出回数に上限は設けない。また、質疑書の提出以外の方法による質疑及び提出期限を過ぎて提出された質疑は一切受け付けない。

ア 留意事項

本企画コンペの参加者数及び参加者に関する質疑には応じない。

イ 提出期限

令和 6 年 5 月 10 日（金）午後 5 時

※ 上述の期限を待たずに、可能な限り早期に提出されることがのぞ

ましい。なお、企画提案内容の評価に当たり、質疑書提出の有無及び順番が考慮されることはない。

- ウ 提出書類（電子データ）
 - 質疑書（様式5）
 - ※ PDFに変換したもの及びExcel版を各1部
- エ 提出先
 - 事務局
- オ 提出方法
 - 電子メール
- カ 件名
 - 質疑（貴社名）：R6 教育情報システム再構築業務
- キ 受信確認
 - 受信確認のため必ず事務局へ電話連絡を入れること。
- ク 回答期限及び回答方法
 - 次のとおり、質疑内容（匿名）及び回答を本市ホームページで公表する。なお、質疑が無い場合はその旨を公表する。
 - (ア) 回答期限
 - 令和6年5月20日（月）午後5時
 - (イ) 回答方法
 - 本市ホームページで公表
 - ※1 回答（公表）は、複数回に分けて実施する場合がある。
 - ※2 質疑書を提出した事業者に対し、回答（公表）の都度、その旨を質疑書に記載の電子メールアドレス宛てに通知する。

8 企画提案書類の提出

参加表明に必要な書類を提出した事業者は、次のとおり企画提案書類を提出すること。なお、参加表明に当たっては、参加表明書提出後に辞退することが極力ないように、熟慮すること。

- (1) 提出期限、提出先及び提出方法
 - ア 提出期限
 - 令和6年6月3日（月）午後5時
 - イ 提出先
 - 事務局
 - ウ 提出方法
 - 持参又は郵送（郵送の場合は必着）

※ 郵送の場合は、書留等、送達過程が記録される方法で送付すること。

(2) 提出書類等

項番	名称	様式	部数等
1	企画提案書提出届	様式6	1部
2	企画提案書	※	1部
3	提案見積書	様式7	1部
4	提案見積内訳書	任意様式	1部
5	要求機能適合表	様式8	1部
6	光学ディスク (上記1～5の電子データ(PDF形式))	CD又はDVD	2式

※ 別紙2「企画提案書類作成要領」に従って作成すること。

9 辞退手続

参加表明書提出後に、本企画コンペの参加を辞退する場合は、辞退届(様式9)を速やかに次のとおり提出すること

(1) 事前連絡

辞退を決定した場合は、辞退届提出前に速やかに事務局に電話連絡を入れること。

(2) 提出先

事務局

(3) 提出方法

持参又は郵送

※ 郵送の場合は、書留等、送達過程が記録される方法で送付すること。

10 審査

企画提案の審査は、第一次審査と第二次審査に分けて実施する。

(1) 審査体制

本市職員6名で構成する「厚木市教育情報システム再構築業務企画提案競技審査委員会(以下「審査委員会」という。)」が第一次審査及び第二次審査を実施する。

(2) 審査対象

ア 第一次審査

- (ア) 企画提案書
- (イ) 業務実績書（様式3）
- (ウ) 事業者概要調書（様式4）
- (エ) 提案見積書（様式7）
- (オ) 要求機能適合表（様式8）
- ※ (ア)～(オ)の内容確認を含む。

イ 第二次審査

- (ア) 企画提案書（プレゼンテーション及びヒアリングを含む。）
- (イ) 業務実績書（様式3）
- (ウ) 事業者概要調書（様式4）
- (エ) 提案見積書（様式7）
- (オ) 要求機能適合表（様式8）

(3) 審査方法

審査対象の評価基準及び配点については、別紙3-1「評価基準」のとおりとし、第二次審査において評価点数の最も高い事業者を受注候補者とし、2番目に高い事業者を次点候補者として選定する。

ア 第一次審査における評価点数の上位3者を、第二次審査の対象事業者として選定する。なお、本企画コンペ参加事業者が3者以下の場合であっても、第一次審査は実施する。

イ 本企画コンペ参加事業者が1者の場合は、参加資格要件、提案上限額及び要求機能適合表（様式8）における必須要件をすべて満たすことを条件に、当該参加事業者を受注候補者として選定する。

ウ 第二次審査における評価点数の最も高い者が2者以上ある場合（同点の場合）は、「企画提案書評価点」の点数が高い者を受注候補者とし、2番目に高い事業者を次点候補者として選定する。

エ 上記ウにおいて、「企画提案書評価点」の点数が同点の場合は、抽選により受注候補者及び次点候補者を選定する。

オ 受注候補者が失格となった場合は、次点候補者を受注候補者とする。

(4) 第一次審査

本企画コンペ参加事業者について、次のとおり審査対象書類の内容確認を実施の上、審査を行う。なお、確認の回数に上限は設けない。

ア 送付期限

令和6年6月12日（水）午後5時

※ 内容確認事項が無い場合は、その旨を同期日に連絡する。

イ 送付書類

第一次審査対象書類内容確認書（様式10）

ウ 送付方法

電子メール

※ 参加表明書に記載の電子メールアドレス宛てに送付する。

エ 件名

書類内容確認：R6 教育情報システム再構築業務

オ 回答

(ア) 回答期限

令和6年6月19日（水）午後5時

(イ) 提出書類（電子データ）

本市から送付された第一次審査対象書類内容確認書（様式10）に必要な事項及び内容確認に対する回答を入力の上、PDFに変換したものと及びExcel版を各1部

(ウ) 回答方法

電子メール

(エ) 件名

内容確認回答（貴社名）：R6 教育情報システム再構築業務

(イ) 受信確認

受信確認のため必ず事務局へ電話連絡を入れること。

(5) 第二次審査

第一次審査を通過した事業者について、次のとおり第二次審査を実施の上、審査を行う。

ア 実施順

第二次審査参加事業者を対象に、事務局にて抽選の上、順番を決定するものとする。

イ 場所

厚木市役所第二庁舎内会議室（予定）

ウ 出席人数

説明員として出席できる者は5人以内とする。

エ 実施時間

(ア) 入室・準備 10分以内

(イ) プレゼンテーション 70分以内

(ウ) ヒアリング 30分以内

(I) 撤去・退室 10分以内

オ 実施方法

別紙1-1「令和6年度厚木市教育情報システム再構築業務企画提案競技要求仕様書」記載の「4 既存システム運用上の課題等とシステム再構築に当たり期待する事項」を踏まえ、次のとおりプレゼンテーションを行うこと。

(ア) 必須項目

a セキュリティに関する提案内容

システム全体（ネットワーク・端末を含む。）のセキュリティ機能について説明すること。なお、インターネット、校務系システム及び学習系システムの各領域間におけるデータのアップロード及びダウンロードに関するセキュリティ機能については、提案内容に即した疑似環境を構築の上、データのアップロード及びダウンロード操作を実演すること。（デモンストレーション）

b 運用保守に関する提案内容

システム保守、ヘルプデスク、障害対応、端末故障対応等について説明すること。

c ノートパソコンの回覧

審査委員による実機のサイズ・重量・ディスプレイ等の確認のため、提案するノートパソコンの実機1台を回覧させること。

(a) ノートパソコンについては、WindowsOSをインストールの上、ログイン可能な状態（ログイン用アカウントを準備）とすること。

なお、その他の環境構築は不要とする。

(b) 実機の確認はヒアリングの時間を利用して行うものとする。

(c) 提案事業者による実機の説明は不要であるが、審査委員から質疑があった場合は対応すること。

(イ) 不要項目

会社概要、業務実績及びプロジェクト管理

(ウ) 任意項目

提案事業者がプレゼンテーションを希望する上記(ア)及び(イ)以外の事項

(E) 提出した企画提案書の内容に沿って行うこと、なお、提案内容の変更及び追加提案は認めない。

(オ) 提出した企画提案書の内容に限り、補足資料を追加することができる。

(カ) 本業務を受注した場合に実際に担当する管理責任者及び開発担当者

が行うこと。

カ 資料

(ア) 使用資料

提出済みの企画提案書とする。なお、企画提案書には、事業者名を記載すること。

(イ) 配布部数

本市が指定する部数とする。

キ 貸与機器

第二次審査において、本市が用意する機器は次のとおりとする。その他必要となる機器は、提案事業者が持参すること。

なお、インターネット接続を含むネットワーク接続を利用する場合は、提案事業者が通信回線を用意すること。

(ア) 貸与機器

- a 大型提示装置（65インチ） 1台

（規格）

メーカー	さつき株式会社
型番	M65CE2X
入力端子	Type-C及びHDMI

- b O A タップ 1本

11 第一次審査結果通知

第一次審査対象事業者に、次のとおり第一次審査結果を通知する。

(1) 通知期日

令和6年7月5日（金）※ 発送日

(2) 通知方法

書面（郵送）

※ 書面発送後に参考資料として、書面の写し（PDFファイル）を参加表明書に記載の電子メールアドレス宛てに送付する。

(3) 留意事項

審査方法、内容及び結果についての問い合わせ又は異議申し立ては一切できない。

(4) その他

第二次審査対象となった事業者には、併せて第二次審査の日程等を同様に通知する。

12 第二次審査結果通知

第二次審査対象者に、次のとおり第二次審査結果を通知する。

(1) 通知期日

令和6年7月26日（金）※ 発送日

(2) 通知方法

書面（郵送）

※ 書面発送後に参考資料として、書面の写し（PDFファイル）を参加表明書に記載の電子メールアドレス宛てに送付する。

(3) 留意事項

審査方法、内容及び結果についての問い合わせ又は異議申し立ては一切できない。

13 その他

(1) 失格事由

本企画コンペ参加事業者が、次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

ア 本企画コンペ実施期間中（企画提案募集開始から受注候補者決定までに、審査委員会委員に直接又は間接を問わず、接触（本企画コンペに係る営業活動及びその他の交渉）を求めた場合

イ 提出書類に虚偽の記載をした場合

ウ 提案見積額が提案上限額を超過した場合

エ 企画提案書類が提出期限までに提出されない場合

オ 第二次審査を欠席した場合（ただし、公共交通機関等の事故等、やむを得ない理由がある場合を除く。）

カ 受注候補者として指名されるまでの間に、参加資格を満たさなくなった場合

キ 契約の締結までの間に、社会的信用を失墜させる行為が判明した場合

ク 本実施要領（別紙を含む。）に定める手続、方法等を遵守しない場合

(2) 留意事項

ア 手続において使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。

イ 提案は、一事業者につき一案とする。

ウ 本企画コンペの参加に伴い発生する費用については、すべて本企画コンペに参加する事業者の負担とする。

エ 審査の結果、受注候補者として選定された場合であっても、企画提案

書に虚偽の記載又は重大な過誤等があった場合は、その決定を取り消すことがある。

オ 審査方法、内容及び結果についての問い合わせ又は異議申し立ては一切できない。

カ 提出書類は返却しない。また、提出された書類の差し替え、追加及び再提出は認めない。

キ 本企画コンペに参加することによって知り得た情報（実施要領、仕様書等の内容を含む。）については、いかなる理由があっても、本市の承諾なしに第三者へ開示、漏えいしてはならない。

14 書類の公開場所及び配布方法

(1) 公開場所

本市ホームページ

(2) 配布方法

電子データ

(3) 書類一覧

項番	名称
1	実施要領（本書）
2	別紙 1 - 1 令和 6 年度厚木市教育情報システム再構築業務企画提案競技要求仕様書 別紙 1 - 2 新システム構築業務内容 別紙 1 - 3 端末等調達仕様明細書 別紙 1 - 4 端末配置台数一覧 別紙 1 - 5 撤去対象台数一覧 別紙 1 - 6 撤去対象機器詳細 別紙 1 - 7 運用保守業務内容
3	別紙 2 企画提案書類作成要領
4	別紙 3 - 1 評価基準 別紙 3 - 2 評価基準項目詳細
5	様式 1 参加表明書
6	様式 2 厚木市暴力団排除条例に基づく誓約書
7	様式 3 業務実績書
8	様式 4 事業者概要調書
9	様式 5 質疑書
10	様式 6 企画提案書提出届

11	様式7 提案見積書
12	様式8 要求機能適合表
13	様式9 辞退届
14	様式10 第一次審査対象書類内容確認書

以上